

附属機関の設置に関する条例（抜粋）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、昭和29年5月1日から施行する。

別表

| 執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 |
|------|---------------|--|
| 知事 | 福島県入札制度等監視委員会 | 次に掲げる事項を調査審議する。 一 入札及び契約の適正化に関する重要事項 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項 三 入札及び契約に係る苦情に関する事項 四 入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項 |

附 則(平成19年条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。